

指定管理者制度の導入方針

八 戸 市

平成 17 年 3 月策定
平成 17 年 6 月改訂
平成 20 年 2 月改訂
平成 25 年 3 月改訂

目 次

1 はじめに	1
2 制度導入にあたっての基本的考え方	1
3 公の施設の管理主体に関する考え方	1
4 制度導入スケジュール	2
5 条例の制定・改正	2
6 指定の期間	2
7 公募と非公募	3
8 予算措置	3
9 利用料金制	3
10 募集要項及び業務基準書等	3~4
11 指定管理者の選定	4~6
12 指定管理者の決定	6
13 協定	6
14 個人情報の保護	6
15 指定管理開始後における留意事項	7

1 はじめに

- ◇ この方針は、平成15年9月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、新たに公の施設を管理・運営する仕組みである「指定管理者制度」が創設されたことを受け、市として制度導入にあたっての基本的考え方と必要となる事務処理及び留意事項をまとめたものである。

※公の施設とは「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」（地方自治法第244条）と定義されている。

- ◇ 当市においては、平成18年度から指定管理者制度導入を開始しているが、今後も制度導入の過程で生じる課題や他都市の事例も参考としながら、より質の高い制度の運用に向けて、本導入方針の見直しを図って行くものとする。

2 制度導入にあたっての基本的考え方

- ◇ 指定管理者制度は、公の施設の管理・運営を、多様な団体が有するノウハウを活用し、民間事業者も含む「法人その他の団体」に行なわせることを可能とした制度である。
- ◇ 当市の公の施設の管理・運営については、住民サービスの向上と管理経費の縮減を図るという指定管理者制度の目的を最大限に活かすため、特別な理由がある場合を除き、全ての施設への制度導入を推進して行くものとする。

3 公の施設の管理主体に関する考え方

(1) 直営管理とする施設

- ① 市が直接管理しなければならない法的根拠がある施設
- ② 業務の特殊性・専門性を踏まえ、市が直接サービスを提供することが適当な施設

(2) 指定管理者による管理が望ましい施設

- ① 民間事業者等が有する経営ノウハウにより、利用者へのサービス向上が期待できる施設
- ② 民間事業者等に管理を委ねることによりコスト削減や収入増が期待できる施設
- ③ 民間事業者等が市と同様又は類似の施設を設置していて競合状態にある施設
- ④ 単純な管理業務が主となっている施設

(3) 民営化、廃止の検討を要する施設

上記「(2) 指定管理者による管理が望ましい施設」のうち、「③民間事業者等が市と同様又は類似の施設を設置していて競合状態にある施設」の場合は、民営化、廃止も視野に入れた検討を行う。

4 制度導入スケジュール

◇ 制度導入のスケジュールは概ね次のとおりである。

① 条例の制定・改正（6月議会）※新規に制度導入する場合



② 指定管理者候補者の募集開始（7月下旬）



③ 指定管理者候補者の選定（10月下旬）



④ 指定管理者の指定（12月議会）



⑤ 包括協定締結（1月中旬）



⑥ 年度協定締結（3月下旬）

5 条例の制定・改正

◇ 指定管理者制度を導入するための条例の制定・改正は、原則として6月議会で行う。

◇ 条例に規定する事項は次のとおりである。

① 地方自治法上規定が必要な事項（法第244条の2第3項、4項）

② 総務省通知により規定すべきとされている事項

③ その他施設毎に規定すべきと判断される事項

◇ 条例の制定・改正は、指定管理者の指定手続きに関する一般通則を定める「手続条例」と公の施設を設置することを規定した「設置条例」の二種類の条例を整備し、両条例を連動して指定管理者制度を運用する。

6 指定の期間

◇ 指定期間は、原則として3～5年間とし、個々の施設の設置目的や実情を勘案して、最も適した期間を設定する。

◇ 新規に制度を導入する施設の指定期間については、原則3年間とする。

7 公募と非公募

- ◇ 指定管理者の選定は、原則として公募で行うものとする。
- ◇ 次の場合は、公募によらず特定の団体を指定することができるものとする。
 - ① 地域性が高いため、地域住民組織の指定が適当と認められる場合
 - ② 高度な専門性、特殊性を有する施設で、当該団体のみが業務遂行可能な場合
 - ③ 指定管理者の選定に関して緊急を要する場合
 - ④ その他特殊な要因を有すると認められる場合

8 予算措置

- ◇ 市は指定管理者に対して、複数年度にわたる指定管理料の支出を行うことになるため、債務負担行為の設定が必要となる。
 - ※ 指定管理料の支払いがない場合は不要。
- ◇ なお、各年度の指定管理料は単年度ごとに決定する。

9 利用料金制

- ◇ 利用料金制は、指定管理者による効率的な経営に向けた経済的インセンティブの発揮に有効であることから、施設の性格・設置目的を踏まえて、積極的に導入する。

10 募集要項及び業務基準書等

- ◇ 指定管理者の公募にあたっては、申請条件等の必要事項を記載した募集要項、指定管理業務内容等を記載した業務基準書等を作成する。
 - ※ 非公募の場合も、業務基準書は作成する。
- ◇ 施設の設置目的を効果的に達成するため必要がある場合は、募集要項に応募資格として一定の条件を付すことができる。
- ◇ 業務基準書は、応募者が管理業務への参入について十分な検討を行うことができるよう、指定管理者に要求するサービス水準や施設・設備の維持管理基準等の詳細を明らかにするものとする。

◇ 公募に関する情報提供は、次の方法により行う。

- ① 担当課での資料配布
- ② ホームページへの掲載
- ③ 広報紙への掲載

11 指定管理者の選定

(1) 選定基準

◇ 次の事項は、指定管理者制度を導入する全ての施設共通の選定基準とする。

- ① 市民の平等利用が確保されること。
- ② 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 事業計画書に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること。
- ⑤ 市の重要施策を推進するために必要であるとして、市長が定める基準。

◇ 上記「⑤市の重要施策を推進するために必要であるとして、市長が定める基準」は次のとおりとする。

- ① 市内に本社、本部等を有していること。
 - ・ 市内団体（市内に本社、本部等を有している団体）に十分な業務遂行能力が認められ、かつ複数の団体による競争が確保されると見込まれる施設については、市内団体に限定して公募を行うものとする。
 - ・ 市内団体に限定せずに公募を行う場合は、市内に本社、本部等を有している団体に対し、各選定委員が加点するものとする。
- ※ グループ申請の場合は、グループの代表となる団体の本社、本部等の所在地で判断するものとする。
- ② 当該施設における障害者雇用計画があること。
 - ・ 障害者雇用の機会拡大を図るため、当該施設における雇用計画がある団体に対し、各選定委員が加点するものとする。
- ③ 地域貢献が認められること。
 - ・ 協働のまちづくり推進の観点から、地域貢献が認められる団体に対し、各選定委員が加点するものとする。

◇ 施設の設置目的や性格等を踏まえて必要となる基準がある場合は適宜追加できるものとする。

◇ 施設所管課は、施設の設置目的や性格、利用状況等を勘案し、具体的な審査細目及び配点の検討を行う。

(2) 指定管理者候補者の選定

- ◇ 選定にあたっては、各選定委員が採点した得点の合計が最も高い申請者を指定管理者候補者とする。ただし、得点の合計が最高設定数値の 7 割（標準点）を下回る場合は指定管理者候補者とししない。この場合、原則として再募集するものとする。
- ◇ 選定後は、その結果を全ての申請者に通知するものとする。
- ◇ 選定に係る、その他の措置については次のとおりとする。
 - ① 最高得点者が 2 団体以上となった場合
最高得点を獲得した団体が 2 団体以上（同点）となった場合は、当該団体の立会いの下、くじにより指定管理者候補者を選定するものとする。
 - ② 選定後に候補者資格を取り消した場合
選定後、指定管理者に指定されるまでの間に、当該候補者を指定管理者とすることができない事情が生じ、候補者資格を取り消した場合は、審査において次点となったものから順に候補者に選定できるものとする。
 - ③ 審査の結果、適当な団体がないと判断された場合
選定審査において、指定管理者として適当な団体がないと判断された場合、直営とするか、指定管理者による管理とするかを再度検討する。検討の結果、後者を選択する場合は、再募集等について速やかに進めるものとする。

(3) 選定委員会

- ◇ 公募による指定管理者候補者の選定を行うための組織として、原則として各部に「八戸市指定管理者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。委員会の事務局及び外部委員の選定事務は、各部対応とする。
- ◇ 委員会は、申請者から提出された事業計画書等を基に、公の施設におけるサービスの提供が効果的、効率的かつ安定的に行われるかを、管理運営コスト、サービス提供の手法、施設管理の能力（物的・人的能力）等の観点から総合的に評価し選定を行う。
- ◇ 選定委員会は、委員長及び委員 4 人以上 9 人以内で組織する。部長（教育委員会は教育長）を委員長とし、対象施設を所管する部の課長級以上の職にある者及び外部委員で構成する。
また、指定管理者選定に係る審査の透明性・公平性を確保するため、次の事項に留意すること。
 - ① 応募団体と利害関係にないこと。
 - ② 外部委員（知識経験のある者のうちから市長が委嘱する委員）については、内部委員（職員のうちから市長が任命する委員）と同数以上とすること。
- ◇ 公募を行った施設の所管課は、応募団体から提出された書類等、必要事項を十分に整理し、委員会に付議する。仮に、応募した団体が一団体であっても、指定管理者としての適格性等を

判断する観点から、委員会への付議手順を経るものとする。

- ◇ 公募によらず指定管理者候補者を選定する施設にあっては、委員会に諮ることなく、施設所管課において審査を行い、市長決裁（行政改革及び財政所管課の合議）をもって指定管理者候補者を決定する。

12 指定管理者の決定

- ◇ 指定管理者を指定する際には予め議会の議決を経ることが必要である。よって、指定管理者候補者を選定した後は、指定管理者を指定するための議案を議会に提案する。
- ◇ 議会への指定議案提出は、原則として12月議会で行う。
- ◇ 指定議案に明記すべき事項は次のとおりである。
 - ① 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
 - ② 指定管理者となる団体の名称
 - ③ 指定の期間
- ◇ 指定管理者への「指定の通知」（行政処分）は、指定議案が議決された後、速やかに行うものとする。

13 協定

- ◇ 指定の通知後、市と指定管理者は、業務の仕様書や提案された事業計画書等を基に、施設管理に係る細目的事項を協議し、協定を締結する。
 - ※ 指定は契約行為ではなく行政処分であることから契約書ではなく協定書とする。
- ◇ 協定は、「包括協定」と「年度協定」の二種類を締結する。
- ◇ 包括協定は指定期間全体を通じて適用する事項について定め、年度協定は毎年度取り決めるべき事項について定めるものである。

14 個人情報保護

- ◇ 指定管理者制度では、施設の管理権限が指定管理者に委任されるため、指定管理者も市と同等に個人情報の保護を図ることが必要である。市は指定管理者に対して、公の施設の管理を通じて取得した個人情報の適正な管理を図るために体制整備を求めるとともに、守秘義務や目的外利用の禁止等、必要な措置を協定書の中に明記するものとする。

